

福井県条例第 号

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会委員会条例（昭和四十八年福井県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総合政策部、国体推進局」を「地域戦略部」に改め、同条第三号中「産業労働部、観光営業部」を「交流文化部、産業労働部」に改める。

第十条中「議会」を「議会または委員会」に改める。

第十一条を次のように改める。

（議会運営委員および特別委員の辞任）

第十一条 議会運営委員および特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 議長は、前項ただし書の規定により議会運営委員および特別委員の辞任を許可したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十六条第一項中「委員会の」を「委員長の」に改める。

第二十七条第一項中「署名」を「署名し、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の福井県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会委員長、委員長または副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれ改正後の福井県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長に選任され、または互選されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、それぞれ新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

提案理由

議会運営委員会委員および特別委員会委員の閉会中の辞任を議長が許可できること等としたため、この案を提出する。